

各サービス付き高齢者向け住宅運営事業者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱の改正について（施設内療養経費の追加補助対象期間の延長）

日頃から、東京都の福祉・保健行政について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の補助事業につきまして、令和4年9月27日付老発0927第2号厚生労働省老健局長通知により、令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和4年3月23日付老発0323第2号厚生労働省老健局長通知）が一部改正され、施設内療養経費の追加補助対象期間（改正前：令和4年1月21日から令和4年9月30日まで）が令和4年12月31日までに延長されました。

これに伴い、令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を改正いたしました。

つきましては、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 主な改正点

交付要綱別記2に基づき、施設内療養を行う高齢者施設等に対する施設内療養経費について、東京都に対してまん延防止等重点措置の適用が開始された令和4年1月21日から令和4年9月30日までの期間の施設内療養について追加補助を実施しておりますが、対象期間が延長され、令和4年12月31日までとなりました。

### 2 ホームページについて

本改正について、以下のホームページに最新の内容を掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/R4servicekakuho.html>

※検索エンジンで「東京都福祉保健局 高齢者」にて検索してください。



### 3 留意点（※詳細は、ホームページ掲載情報をご確認ください。）

- （1） 交付要綱（別記2）の改正に伴い、交付申請書様式、実績報告書様式、個別協議書様式（別添「施設内療養経費 計算書」）を改正しました。**施設内療養経費を申請する場合には、必ず、現在のホームページに掲載の最新版の交付申請書等の様式を使用して、申請を行ってください。**
- （2） 集団感染等が発生したことに伴うかかり増し経費が基準単価を超える場合においては、個別協議により、厚生労働省から承認を受けた事業所・施設等に対して、基準単価を引き上げることができます。**基準単価の引き上げが必要な場合は、必ず交付申請を行う前に個別協議を行ってください。**
- （3） 本事業へのお問い合わせについては、ホームページ上に質問受付フォームを設けておりますので、そちらからお願いいたします。

担当：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当